資料2

# 新宿区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項について

答　申

平成29年6月

新宿区リサイクル清掃審議会

目　　次

１　はじめに…… 1
２　基本的な考え方…… 1
３　盛り込むべき事項…… 2
(1) ごみ発生抑制によるスリムな社会…… 2
①食品ロス削減をはじめとする消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進…… 2
②ごみ発生抑制施策についての区民・事業者・行政の連携…… 3
③不用品についての再使用の促進と行政のバックアップ…… 3
④地域で活躍する人材の育成…… 3
⑤ごみ発生抑制手法としての家庭ごみ有料化についての区民意見収集…… 4
(2) 資源回収の拡充による循環する社会…… 4
①集団回収の充実に向けての検討…… 4
②資源回収の円滑な実施…… 4
③既に実施している資源回収の徹底と更なる資源化の検討…… 5
(3) 事業者の適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会…… 5
①事業者の自己処理責任に基づく
ごみ減量・資源化の推進と事業系ごみのあり方の検討…… 5
②事業系ごみの区による収集の見直し…… 5
③拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ…… 6
(4) 適正なごみ処理を行う社会…… 6
①新宿区の特性を踏まえた効果的で多様な普及啓発の取組み…… 6
②適正な費用負担…… 6
③災害廃棄物への対応…… 6
４　みんなで取り組むごみ減量目標の設定…… 7
〔参考〕一般廃棄物処理基本計画策定に当たっての答申の考え方…… 8

＜資料＞

１　新宿区の資源・ごみ収集量の推移（総括表）……10
２　新宿区のごみ量・リサイクル量……11
３　資源集団回収の状況……12
４　東京２３区のごみ処理原価及び手数料額の推移……13
５　新宿区のごみ・資源量の推計……14
６　ごみ減量、資源化率向上目標達成に向けてのイメージ……16
諮問文……17
新宿区リサイクル清掃審議会委員名簿……18
リサイクル清掃審議会での
「一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項」の検討経過……19

一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項　答申

## １　はじめに

現行の新宿区一般廃棄物処理基本計画は、平成20年度を初年度として、平成29年度までの10年間を期間とした計画である。

この間、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会形成に向けた取組みが一層進んでおり、国連総会においても2030年（平成42年）までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals)」が採択され、食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われている。また、循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」や、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の適正処理に関する基本方針」の改正、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の制定等、計画や法令の制定や改正が続けて行われており、循環型社会の構築や廃棄物の発生抑制・再生利用などの施策の推進について、生活者・事業者・行政等が協力してともに取り組む方向性が示されているところである。

東京23区では、最終処分場のひっ迫を背景として、ごみの減量と資源の有効利用の観点から、平成20年度から再生利用に適さない廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱エネルギー回収）を行うとともに、新宿区においても、容器包装プラスチック及び使用済み小型電子機器等を資源として回収するなどごみ量の削減を図っている。

これらの状況の変化を踏まえ、新たに平成30年度から平成39年度までを期間とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定するにあたり、新宿区長からリサイクル清掃審議会に対し盛り込むべき事項について諮問がなされた。本審議会において検討を行い、下記のとおり答申する。

## ２　基本的な考え方

現行の計画は、基本構想・総合計画が掲げるまちづくりの基本目標である「持続可能な都市と環境を創造するまち」を目指し、「ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す」及び「環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する」との２つの基本的な考え方をもとに「ごみ半減・リサイクル倍増」というチャレンジ目標を設定したものである。

新宿区は、これまで、第二次環境基本計画で「資源循環型社会を構築します」を目標の一つに据えている。これを受け、現行の計画では「１．ごみ発生抑制によるスリムな社会」、「２．資源回収の拡充による循環する社会」、「３．適正なごみ処理を行う社会」及び「４．区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会」の４つの柱を立て、具体的な事業を通じてチャレンジ目標の達成に向け努めてきた。

平成28年度までの成果を見ると、対平成17年度比で、一人一日あたりのごみ量については約3割の減少、資源化率については約2.5割の増大となっており、前計画の取組みによって想定されたごみ量の削減は達成することが出来た。しかしながら、生ごみの減量、ごみに含まれる資源の適正な分別などの取組みでは想定した削減量や資

源化率に至らず、目標の達成が難しい状況となっている。

そこで、新計画では、平成 20 年の計画策定時期から社会状況などが変わってきていることを踏まえ、従来からの基本的な考え方は変えないが、現計画の想定の見直しや新たな目標を設定することが必要であると考える。そのため、人口や単身世帯の増加及び多様な事業者が多い新宿区の地域特性など現状に基づく課題を考慮し、客観的に達成を実感できる様な目標設定をすることが求められる。加えて、より目標達成を実現できるようにするため、現在までのごみ減量・リサイクル推進についての更なる取組みの見直し・再構築・新規施策の実施を行っていくべきであると考える。

具体的な施策実施にあたっては、

**〇ごみ発生抑制によるスリムな社会**

**〇資源回収の充実による循環する社会**

**〇事業者の適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会**

**〇適正なごみ処理を行う社会**

を４つの柱とし、明確な目標を持って出来得る限りの施策の推進に果敢に取り組むべきである。

## ３　盛り込むべき事項

### （1）ごみ発生抑制によるスリムな社会

#### ①食品ロス削減をはじめとする消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進

・事業者が生産した物を購入するという点で、生活者側は受身であるが、需要を左右する側面もあり、事業者の生産・販売活動は生活者の消費行動に影響される。特に近年世界的に課題とされている食品ロスについては、平成 28 年度の排出実態調査の結果によると、新宿区の家庭ごみの組成割合で３割強を占める厨芥類に多く含まれていると考えられるので、区は、食品ロス削減に向けて、区民と事業者両方への働きかけを行う必要がある。たとえば、区民に対しては、イベントやシンポジウムなどの開催や広報活動により食品ロス削減の意識醸成を図っていくべきである。事業者に対しては、行政が食品ロス削減に取り組む事業者の活動を区民に広く情報提供し、事業者の取組みを積極的に支援していく仕組みを構築すべきである。

・また、「生活者の使い捨て型のライフスタイル」を見直していくことが重要であり、持続可能な資源循環型社会を推進するために再使用（リユース）や長期使用を考慮した取組みをしていく必要がある。レジ袋削減を端緒としながら、簡易包装商品の購入や詰め替え用商品の活用など、区民生活の様々な

場面において、ライフスタイルをごみ発生抑制に転換させるための普及啓発を更に推進する必要がある。たとえば、人の集まるイベント等でのリユース容器の使用奨励など、ごみにさせない、増やさないという意識の喚起も必要である。

**②ごみ発生抑制施策についての区民・事業者・行政の連携**

・実際に消費者がごみ減量につながる商品を求めていても、事業者側からそうした商品を提供されなければ購入することはできない。一方、事業者が環境に配慮した商品を提供しても、購入者が少なければ継続性は保てない。このような消費行動と事業活動のギャップを調整し、環境に配慮した事業者の社会行動や望ましい消費行動に向けての啓発や調整をしていく役割が行政には存在している。

・区民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみの発生抑制を実践し、ごみ減量やリサイクルに取り組むとともに、相互の理解を深める必要がある。このため、共通の課題に向けて区民はもとより地域団体、事業者団体と行政の連携を強化するため「３Ｒ推進協議会」を設置しているが、より効果的な事業を検討していくためには、連携をより強固なものにし、実現可能な取組みの実施につなげていかなければならない。

**③不用品についての再使用の促進と行政のバックアップ**

・不用品の再使用について、新宿区リサイクル活動センターでは、「もいちど倶楽部」の運営、フリーマーケットの開催等を行っている。また、大型家具等の粗大資源についての再使用・情報提供の施設としても設置している。しかしながら、潜在的な区民ニーズに応えられるよう十分な周知がされているとは言い難いため、今後資源の再使用・再利用の拠点としての役割を強化するために更なる情報発信をする必要がある。

・地域団体やＮＰＯ団体などによるフリーマーケットは活発に行われているが、公園や地域センターなどの「場所＝スペース」の提供や「情報交換の場」の提供等、行政によるバックアップ機能を充実させることによりマーケットの拡大を図っていくことが重要である。

**④地域で活躍する人材の育成**

・これからの新宿区を担う人材として、児童・生徒への環境・リサイクル教育も重要である。学校や地域と連携を図りながら、単なる知識の習得でなく、日常の生活の中から課題に気づいたり、実践活動によって理解を深めたりできるよう工夫していくことが望まれる。また、地域にある大学や地域団体とも連携し、地域で活躍していく人材を育成していく仕組みを形成していくとよい。

⑤ごみ発生抑制手法としての家庭ごみ有料化等についての区民意見収集

・本審議会では、家庭ごみ有料化に関して、ごみ発生抑制手法としての有効性を評価してきた。課題はあるものの、ごみの減量やリサイクルに対する当事者意識を高めることなどの効果があると考える。大都市での実施は難しいと言われてきたが、現在、政令指定都市 9 市が有料化を実施している。また、東京都内でも、22 市 4 町が家庭ごみ有料化を実施している状況にある。家庭ごみ有料化は、直接区民に負担を課するものであることから、区民との十分な意見交換が必要であり、幅広い意見の聴取に努めるべきである。現実的な問題として区単独での実施は難しい面もあることから、周辺区の動向なども注視しつつ他区との連携も視野に入れる必要がある。

・また、レジ袋の削減対策として、東京都が「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」を策定し、レジ袋無料配布ゼロに向けて取組みを行っていくとしている。新宿区においてもレジ袋有料化に向けた効果的な周知啓発をすすめていくべきである。

（2）資源回収の拡充による循環する社会

①集団回収の充実に向けての検討

・資源ごみなどの集団回収は、行政による収集と比較して経費が少なくてすみ、地域団体の収入になる点ですぐれた手法である。その一方、町会などの世話人の負担や収集回数が少ないなど課題もある。

・他の自治体では、行政による資源回収を集団回収に切り替えていくところもある。集団回収については、実施団体の状況のみでなく回収事業者側の状況も考慮する必要があるが、十分な現状把握を行ったうえ、他の自治体の改革手法も研究しながら、集団回収システムの充実・強化を図るべきである。

②資源回収の円滑な実施

・新宿区は、容器包装プラスチックを含むさまざまな資源物の回収を行い、より積極的にごみの減量と資源化を図ってきた。加えて、これまで回収されずに廃棄されていた使用済小型電子機器等の回収を実施するとともに、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」にもいち早く参加するなど、積極的に資源化事業に取り組んでいる。容器包装プラスチック同様、周知活動に一般区民も巻き込みさまざまな主体で取組みが行えるような仕組みを構築していくべきである。

・平成 28 年度の排出実態調査の結果、ごみに含まれている資源物の割合が高く、回収しきれていない資源が極めて多く存在していることが判明した。資源を正しく分別し排出するためにも、より効率的・簡易的な資源回収方法等

を検討する必要がある。普及啓発についてもより広く実施していくべきである。

**③既に実施している資源回収の徹底と更なる資源化の検討**

・容器包装プラスチック・古紙・小型電子機器等の資源回収を推進するとともに、引続き現在実施している資源回収の徹底化を図っていく必要がある。

・また、容器包装プラスチック等の資源化が進んだ後も、再生利用可能な資源ごみの回収を検討する必要がある。粗大ごみや古布についても、リサイクルできるものを選別し資源化できるよう品目を増やすことも検討していくべきである。他区や他団体で実施している資源回収品目や資源回収方法については、実施のメリット・デメリットを比較し、費用対効果などについても考慮して、資源化することによりメリットがある品目については、積極的に資源化していくべきである。

**（3）事業者の適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会**

**①事業者の自己処理責任に基づくごみ減量・資源化の推進と事業系ごみのあり方の検討**

・新宿区は地域特性として事業系ごみの占める割合が大きく、新宿区内で発生する年間ごみ量約 16 万トンのうち、約 11 万トン（７割程度）が事業系のごみである。このうち、約８万トンについては事業所から清掃工場に直接持ち込まれているが、ごみの排出が日量 50kg 未満の事業者については、区のごみ収集時に併せて排出することが認められている。区が収集するごみ量のうち、約４万５千トン（約６割）が家庭系ごみ、約２万５千トン（約４割）が事業系ごみという状況である。

・大規模事業者については、引き続き立入指導等を行い、更なる資源化の推進を進めていく。また、中小事業者については、大規模事業者と比べ資源回収が進んでいない現状がある。中小事業者の現状把握を行い、資源回収が促進されるよう働きかける必要がある。

**②事業系ごみの区による収集の見直し**

・事業者のごみ処理については本来自己処理が原則である。現在区が収集している事業系ごみに関しては適正な排出を指導するとともに、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、事業者の理解と協力のもと、ごみ排出日量 50kg 未満の基準を見直し、行政による収集から民間業者による収集への移行を進めていくべきである。

**③拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ**

・「拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility: ＥＰＲ)」とは、自

治体などの行政が負担していたごみリサイクル処理費用を、主たる事業者である生産者に負担してもらうという考え方であり、これにより製品の設計段階での環境配慮の促進が期待される。また、市場経済機構を通じた生産者からの消費者への価格転嫁という形で、最終的には消費者が負担するという仕組みである。今後も拡大生産者責任の考え方に基づき、行政の行う回収、分別、保管等の費用についても事業者の責任と負担を位置づけるよう、引続き国や事業者へ働きかけていく必要がある。

・また、ごみの発生抑制を進めるためには、事業者側の更なる取組みも欠かせない。事業者は、資源循環型社会の構成員として、ごみ発生抑制を考えた商品の生産・販売やサービス活動に、一層努力する必要がある。

### (4) 適正なごみ処理を行う社会

#### ①新宿区の特性を踏まえた効果的で多様な普及啓発の取組み

・新宿区の特徴としては、区民の転出入が多いこと、外国人人口が多いこと、単身者世帯が多いことなどが上げられる。これらの特徴を踏まえ効果的な周知活動を行うことが重要である。

・地域情報が伝わりにくい若年単身層に対しては、区の関係組織や不動産業者、大学・専門学校などとの連携を図る、外国人層へは外国語による周知チラシの作成や、国際交流組織等の関係機関への情報提供など、さまざまな媒体を活用した周知活動を行うなど、適正なごみ・資源の排出方法や３Ｒの重要性を推奨していく必要がある。

#### ②適正な費用負担

・事業系ごみを区で収集する際の廃棄物処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際の廃棄物処理原価との整合を図り、事業者による適切な費用負担を求めるべきである。

#### ③災害廃棄物への対応

・東日本大震災や熊本地震災害等の大規模災害の経験を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」等との整合性を図り、災害廃棄物を適正に処理し生活環境の保全を確保するための「新宿区災害廃棄物処理計画」を整備すべきである。

## ４　みんなで取り組むごみ減量目標の設定

・持続可能な循環型社会は、生産も消費も適量で行われる社会である。資源回収についても、資源の再生利用に伴う環境負荷やコストを考えると、ただ回収されればよいというものではない。ごみ量のみでなく、ごみ・資源を合わせた総排出量も減らしていく必要がある。

・ごみ減量の推進については、区民や事業者に分かりやすく、積極的に取り組みやすい達成の実感がある目標を掲げていくべきである。審議会としては、「区民一人あたりの区収集ごみ量について、平成 27 年度を基準として平成 39 年度までに現計画以上の更なる削減を目指す」を大きな目標として区民や事業者にアピールすべきと考える。

　また、資源化率、事業者の再生利用率、ごみ・資源を合わせた総排出量についても、事業の効果等を測定するためのデータとして、排出実態調査等でこまめに収集し、分析・検証していく必要があると考える。

・本答申において一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項として示した提言が積極的に取り入れられ、区民・事業者・行政の各主体が一体となって資源循環型社会の構築及び各主体の責任と費用負担の適正化及び明確化に取り組む大きな流れとなることを期待する。

〔参考〕

## 一般廃棄物処理基本計画策定に当たっての答申の考え方

基本的な考え方

「ごみの発生自体を抑え　資源循環型社会を目指す」
「環境への負荷を抑え　効率的に事業を実施する」

### ごみ発生抑制によるスリムな社会

発生抑制（リデュース Reduce）や再使用（リユース Reuse）を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指す。

取り組むべき事項

①食品ロス削減をはじめとする消費行動に係わるごみ発生抑制の推進
②ごみ発生抑制施策についての区民・事業者・行政の連携
③不用品についての再使用の促進と行政のバックアップ
④地域で活躍する人材の育成
⑤家庭ごみ有料化についての区民意見収集

### 資源回収の拡充による循環する社会

資源の再生利用（リサイクル Recycle）を拡充して、資源をむだにしない循環社会を目指す。

取り組むべき事項

①集団回収の充実に向けての検討

②資源回収の円滑な実施

③既に実施している資源回収の徹底と更なる資源化の検討

### 事業者の適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

事業者へ排出指導や事業系ごみの資源化推進を行い、事業者の自己処理責任による適正処理を行う社会を目指す。

取り組むべき事項

①事業者の自己処理責任に基づくごみ減量・資源化の推進と事業系ごみのあり方の検討

②事業系ごみの区による収集の見直し

③拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

### 適正なごみ処理を行う社会

多様化する社会に向けた普及啓発やふれあい指導の強化による分別の徹底、作業の効率化、災害時の対応等、適正処理を行う社会を目指す。

取り組むべき事項

①新宿区の特性を踏まえた効果的で多様な普及啓発の取り組み

②適正な費用負担

③災害廃棄物への対応

＜資　　料＞

## 1　新宿区の資源･ごみ収集量の推移（総括表）

（単位：トン）

| | 種　　別 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度（速報値） | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ごみ | 可　　燃 | 69,370 | 69,161 | 67,772 | 67,870 | 66,903 | |
| | 不　　燃 | 3,272 | 3,136 | 2,861 | 2,253 | 2,258 | |
| | 粗　　大 | 2,527 | 2,559 | 2,376 | 2,335 | 2,303 | |
| **ごみ小計：A** | | **75,170** | **74,856** | **73,009** | **72,459** | **71,464** | |
| 資源回収 | びん・缶 | 4,565 | 4,716 | 4,859 | 4,882 | 4,777 | |
| | 紙パック | 18 | 14 | 13 | 14 | 13 | |
| | 乾電池 | 51 | 53 | 54 | 66 | 63 | |
| | 古紙 | 5,972 | 6,081 | 5,987 | 5,989 | 5,803 | |
| | 白色トレイ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | ペットボトル | 1,420 | 1,444 | 1,387 | 1,303 | 1,390 | |
| | 容器包装プラスチック | 1,663 | 1,643 | 1,672 | 1,807 | 1,735 | |
| | 小型電子機器 | | | 1 | 1 | 1 | |
| **資源回収小計：B** | | **13,690** | **13,952** | **13,974** | **14,062** | **13,784** | |
| **集団回収：C** | | **6,469** | **6,415** | **6,198** | **6,150** | **6,055** | |
| 合　　計：D | | 95,329 | 95,223 | 93,181 | 92,671 | 91,303 | D=（A+B+C） |
| **資源化率（%）** | | **21.1** | **21.4** | **21.6** | **21.8** | **21.7** | （B＋C）／D |

※　資源回収とは、区が曜日等を定め回収する方法である。

※　集団回収とは、地域の住民が自主的に回収の方法等を決め、回収業者に直接引き渡す方法である。

※　端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **持込ごみ量（t）** | **76,487** | **77,608** | **77,963** | **81,140** | **（未算定）** | |

※　持込ごみとは、一般廃棄物処理業者等が収集する事業系一般廃棄物である。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 人　口 | 321,172 | 324,082 | 327,712 | 334,193 | 338,488 | |
| 世帯数 | 198,189 | 201,060 | 204,483 | 209,872 | 213,800 | |

※　人口、世帯数ともに該当年度に属する１月１日現在の数値（外国人含む）である。

## 2 新宿区のごみ量・リサイクル量

新宿区ごみ減量リサイクル課作成
2017. 5. 31

### 新宿区のごみ量

| 種別/年度 | 平成11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 可燃ごみ | 88,573 | 80,657 | 79,254 | 77,619 | 77,105 | 73,825 | 72,154 | 69,315 | 67,567 |
| 不燃ごみ | 22,391 | 22,368 | 22,417 | 22,975 | 22,682 | 22,331 | 22,464 | 22,034 | 19,984 |
| 粗大ごみ | 2,051 | 2,211 | 1,749 | 1,705 | 1,720 | 1,606 | 1,824 | 1,984 | 2,210 |
| 区(局)収計 | 113,015 | 105,236 | 103,420 | 102,299 | 101,507 | 97,762 | 96,442 | 93,333 | 89,761 |

| 種別/年度 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28(速報値) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 可燃ごみ | 74,242 | 73,072 | 71,496 | 70,521 | 69,370 | 69,161 | 67,772 | 67,870 | 66,903 |
| 不燃ごみ | 6,854 | 5,160 | 3,855 | 3,620 | 3,272 | 3,136 | 2,861 | 2,253 | 2,258 |
| 粗大ごみ | 2,127 | 2,336 | 2,333 | 2,549 | 2,527 | 2,559 | 2,376 | 2,335 | 2,303 |
| 区(局)収計 | 83,223 | 80,568 | 77,684 | 76,689 | 75,170 | 74,856 | 73,009 | 72,459 | 71,464 |

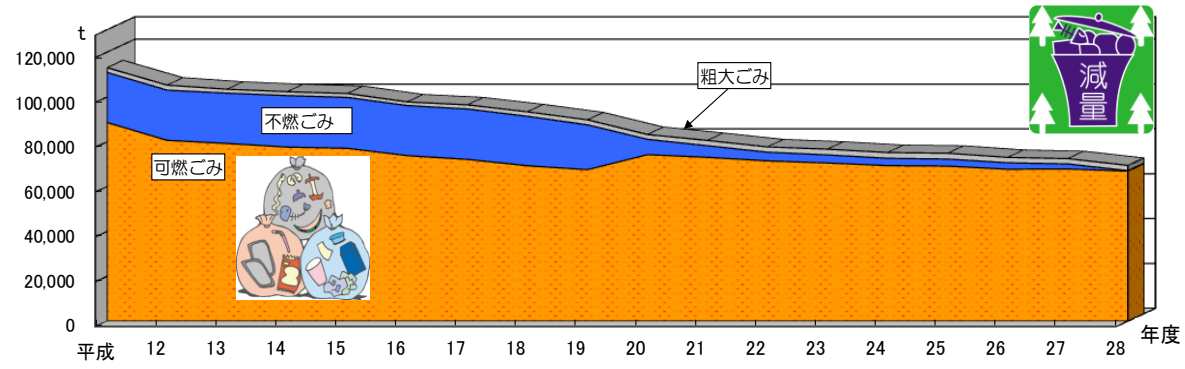


### 新宿区のリサイクル量

新宿区ごみ減量リサイクル課作成
2017. 5. 31

| 種別／年度 | 平成16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28(速報値) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 集団回収量 | 6,843 | 7,172 | 7,383 | 7,425 | 7,037 | 6,574 | 6,572 | 6,548 | 6,469 | 6,415 | 6,198 | 6,150 | 6,055 |
| びん・缶 | 3,220 | 3,230 | 3,204 | 3,270 | 3,911 | 4,112 | 4,466 | 4,541 | 4,565 | 4,716 | 4,859 | 4,882 | 4,777 |
| 紙パック | 10 | 9 | 9 | 14 | 18 | 17 | 15 | 19 | 18 | 14 | 13 | 14 | 13 |
| 乾電池 | 22 | 23 | 21 | 21 | 24 | 26 | 27 | 56 | 51 | 53 | 54 | 66 | 63 |
| 古　　紙 | 9,867 | 9,536 | 9,418 | 8,714 | 8,202 | 7,550 | 6,724 | 6,237 | 5,972 | 6,081 | 5,987 | 5,989 | 5,803 |
| 白色トレイ | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ペットボトル | 418 | 408 | 809 | 947 | 1,214 | 1,217 | 1,279 | 1,428 | 1,420 | 1,444 | 1,387 | 1,303 | 1,390 |
| 容器包装プラスチック | | | | 312 | 2,047 | 1,820 | 1,777 | 1,719 | 1,663 | 1,643 | 1,672 | 1,807 | 1,735 |
| 小型電子機器等 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 20,380 | 20,379 | 20,844 | 20,704 | 22,454 | 21,316 | 20,861 | 20,549 | 20,159 | 20,367 | 20,172 | 20,212 | 19,839 |

＊1　古紙の集積所回収（ルールⅠ）は、平成１１年１０月から実施。
＊3　白色トレイの回収は、平成１８年６月から実施。
＊5　乾電池の回収を平成23年度からびん・缶拠点に拡大。
＊7　平成27年度4月から拠点回収から資源・ごみ集積所回収に変更。
＊2　ペットボトルの店頭回収（ルールⅢ）平成27年2月に廃止。
＊4　容器包装プラスチックは、平成19年7月からモデル実施。
＊6　平成25年11月から使用済小型電子機器の回収を実施。
＊8　端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

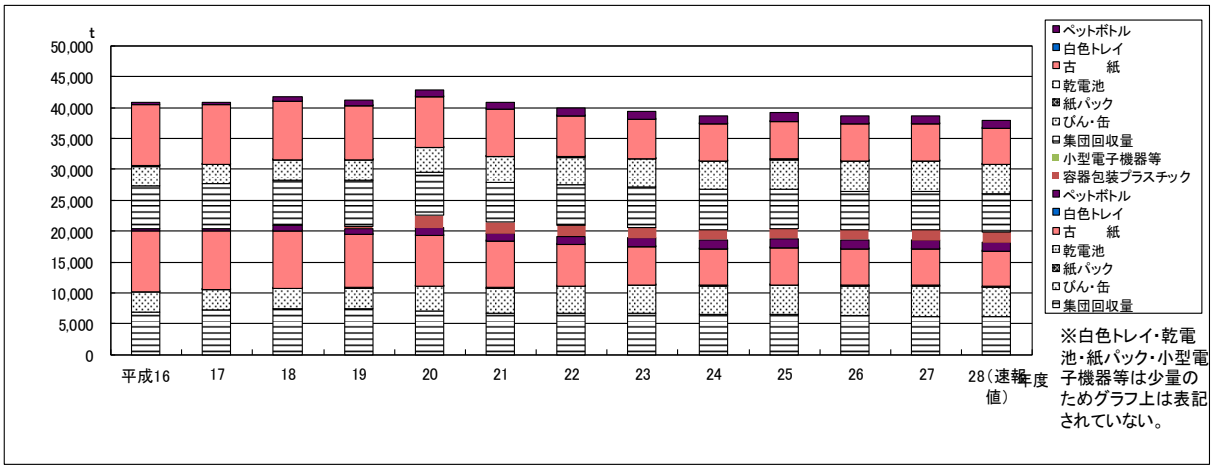


※白色トレイ・乾電池・紙パック・小型電子機器等は少量のためグラフ上は表記されていない。

## 3 資源集団回収の状況

# 資源集団回収実績

新宿区ごみ減量リサイクル課作成
2017. 5. 31

（単位：ｔ）

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28（速報値） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新聞紙 | 3,954.5 | 4,098.5 | 4,192.5 | 4,199.3 | 3,939.5 | 3,631.3 | 3,547.3 | 3,421.0 | 3,393.6 | 3,322.5 | 3,136.5 | 2,949.7 | 2,792.7 |
| 雑　誌 | 2,046.1 | 2,167.3 | 2,258.7 | 2,256.2 | 2,070.3 | 1,889.8 | 1,899.1 | 1,898.7 | 1,796.3 | 1,759.9 | 1,694.1 | 1,737.1 | 1,719.5 |
| 段ボール | 479.1 | 560.3 | 580.3 | 618.3 | 703.3 | 744.3 | 807.0 | 889.1 | 942.9 | 1,006.2 | 1,045.6 | 1,147.5 | 1,224.2 |
| 紙パック | 3.5 | 4.2 | 5.4 | 5.2 | 6.2 | 6.8 | 7.6 | 8.6 | 9.1 | 9.3 | 9.9 | 9.7 | 9.6 |
| その他紙 | 189.3 | 165.9 | 170.8 | 162.1 | 120.3 | 107.8 | 102.4 | 106.6 | 96.7 | 88.9 | 80.3 | 73.8 | 70.5 |
| 紙類計 | 6,672.5 | 6,996.2 | 7,207.7 | 7,241.1 | 6,839.6 | 6,380.0 | 6,363.4 | 6,324.0 | 6,238.6 | 6,186.8 | 5,966.4 | 5,917.8 | 5,806.8 |
| 布　類 | 78.2 | 84.1 | 88.5 | 91.8 | 88.7 | 88.9 | 96.8 | 110.6 | 107.7 | 102.4 | 101.1 | 104.9 | 99.9 |
| アルミ缶 | 76.2 | 77.3 | 73.9 | 80.5 | 95.3 | 94.0 | 99.1 | 97.9 | 104.8 | 110.5 | 117.1 | 112.8 | 120.7 |
| スチール缶等 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 1.1 | 2.9 | 3.1 | 6.1 | 9.3 | 13.1 | 13.5 | 13.5 | 14.1 | 18.2 |
| 金属合計 | 76.2 | 77.3 | 74.0 | 81.6 | 98.2 | 97.1 | 105.2 | 107.2 | 117.9 | 124.0 | 130.6 | 126.9 | 138.9 |
| びん類 | 16.3 | 14.6 | 12.5 | 10.9 | 10.4 | 8.1 | 6.5 | 5.7 | 4.6 | 1.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 合　計 | 6,843.2 | 7,172.2 | 7,382.7 | 7,425.4 | 7,036.9 | 6,574.1 | 6,571.9 | 6,547.5 | 6,468.9 | 6,414.6 | 6,198.1 | 6,149.6 | 6,055.2 |

※小数点第２位以下は、四捨五入してあります。

# 集団回収登録団体（世帯数）参加率推移

2017/3/31現在

| （平成）年度 | 集団回収登録（年度末） | | | | 新宿区統計（※2） | | | 参加率% |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 | | | 世帯数（A）※1 | 住民基本台帳人口 | 外国人口 | 住民基本台帳世帯数（B） | $\left(\frac{A}{B}\right)\times 100$ |
| | 登録 | 廃止 | 団体数 | | | | | |
| 16 | 40 | 5 | 338 | 76,255 | 273,596 | 28,272 | 157,395 | 48.4 |
| 17 | 26 | 4 | 360 | 78,571 | 275,771 | 29,765 | 160,236 | 49.0 |
| 18 | 22 | 4 | 378 | 79,116 | 277,078 | 30,337 | 162,567 | 48.7 |
| 19 | 17 | 2 | 393 | 80,953 | 278,350 | 31,856 | 164,800 | 49.1 |
| 20 | 26 | 4 | 415 | 84,039 | 281,037 | 34,722 | 169,679 | 49.5 |
| 21 | 16 | 21 | 410 | 83,413 | 282,144 | 35,211 | 169,573 | 49.2 |
| 22 | 22 | 2 | 430 | 85,765 | 283,819 | 35,805 | 171,423 | 50.0 |
| 23 | 17 | 11 | 436 | 87,249 | 284,518 | 33,568 | 172,562 | 50.6 |
| 24 | 27 | 6 | 457 | 89,248 | 321,172 | 33,574 | 198,189 | 45.0 |
| 25 | 13 | 4 | 466 | 89,471 | 324,082 | 34,121 | 201,060 | 44.5 |
| 26 | 39 | 4 | 501 | 90,993 | 327,712 | 36,016 | 204,483 | 44.5 |
| 27 | 21 | 4 | 518 | 93,224 | 334,193 | 38,585 | 209,872 | 44.4 |
| 28 | 20 | 3 | 535 | 94,383 | 338,488 | 41,235 | 213,800 | 44.1 |

※1　団体登録時に申請した世帯数

※2　該当年度に属する1月1日現在

※3　外国人人口は24年度から内数（世帯数は24年度から外国人合算）

## 4　東京23区のごみ処理原価及び手数料額の推移

単位：円/kg

| 年度 | H8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体原価 | 58.68 | 60.42 | 57.43 | 59.23 | 59.56 | 59.33 | 58.17 | 56.37 | 56.49 | 56.40 |
| 収集・運搬原価 | 39.96 | 40.07 | 37.50 | 38.92 | 40.45 | 39.40 | 38.65 | 37.29 | 37.11 | 36.85 |
| 区収集手数料 | 28.50 | 28.50 | 28.50 | 28.50 | 28.50 | 28.50 | 28.50 | 28.50 | 28.50 | 28.50 |
| 処理・処分原価 | 18.72 | 20.35 | 19.93 | 20.31 | 19.11 | 19.93 | 19.52 | 19.08 | 19.38 | 19.55 |
| 持込手数料 | 12.50 | 12.50 | 12.50 | 12.50 | 12.50 | 12.50 | 12.50 | 12.50 | 12.50 | 12.50 |

| 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体原価 | 56.85 | 58.49 | 59.13 | 60.94 | 56.98 | 56.30 | 55.53 | 55.56 | 56.30 | 55.09 |
| 収集・運搬原価 | 36.33 | 37.40 | 37.34 | 35.87 | 35.65 | 35.01 | 34.81 | 34.87 | 36.13 | 36.54 |
| 区収集手数料 | 28.50 | 28.50 | 32.50 | 32.50 | 32.50 | 32.50 | 32.50 | 36.50 | 36.50 | 36.50 |
| 処理・処分原価 | 20.51 | 21.08 | 21.79 | 25.07 | 21.33 | 21.29 | 20.72 | 20.69 | 20.17 | 18.73 |
| 持込手数料 | 12.50 | 12.50 | 14.50 | 14.50 | 14.50 | 14.50 | 14.50 | 15.50 | 15.50 | 15.50 |

区収集手数料：区が事業系ごみを収集する際の廃棄物処理手数料

持込手数料　：事業者等がごみを清掃工場に直接持ち込む際の廃棄物処理手数料

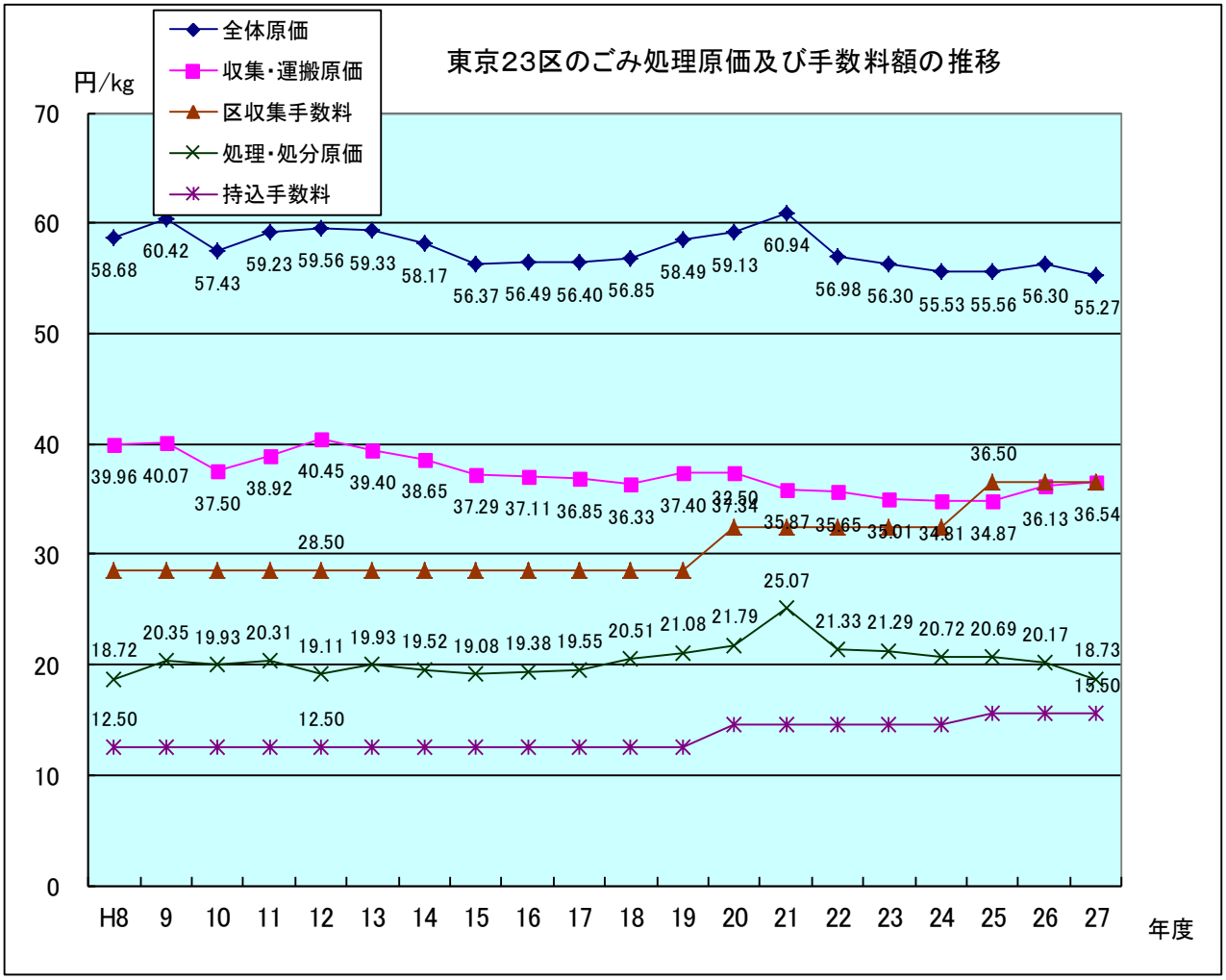

## 5　新宿区のごみ・資源量の推計

＊ ここでの推計は、これまでの傾向がそのまま継続した場合の数値です。景気動向等を加味したものではありませんので、参考としてご覧ください。なお、減少率は平成27年度までの過去5年間の実績をもとに、トレンド法による推計を行いました。
なお、平成39年度の下線は、計画最終年度を示しています。

（1）　一人1日あたりごみ量推計（区収集ごみ量を区人口で割り返した数値）

今後も同様に減少するとしたうえで、平成27年度までの過去5年間の実績をもとに、トレンド法による推計値。

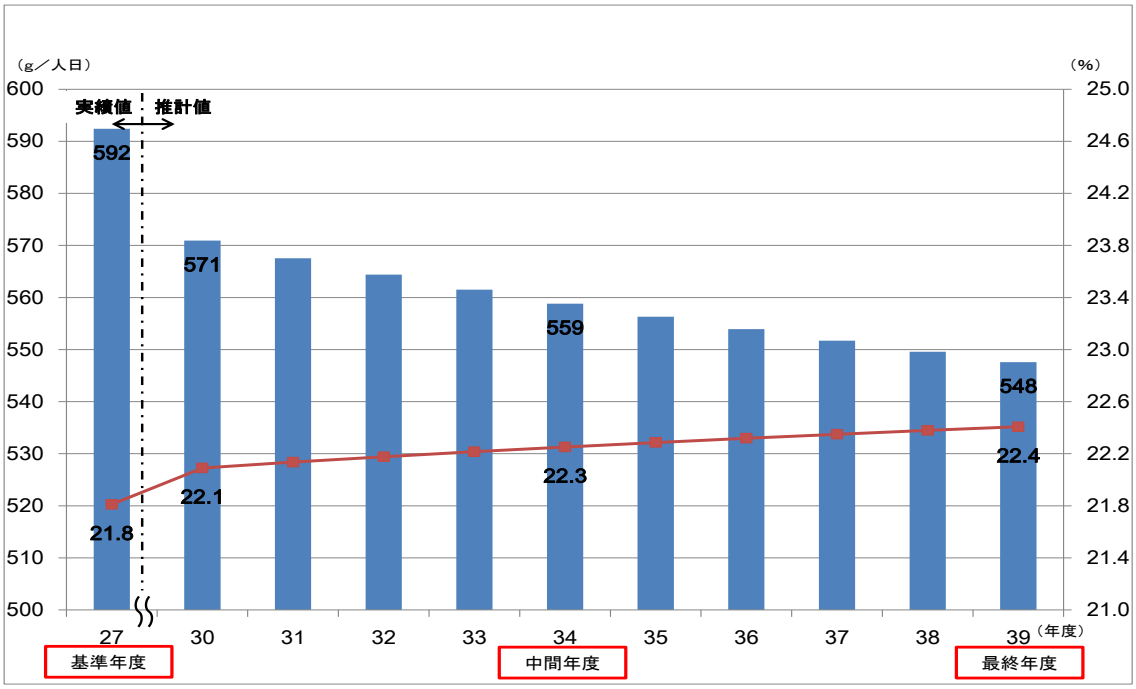


（2）　一人1日あたり総排出量推計（区収集ごみ量＋資源回収量を区人口で割り返した数値）

今後も同様に減少するとしたうえで、平成27年度までの過去5年間の実績をもとに、トレンド法による推計値。

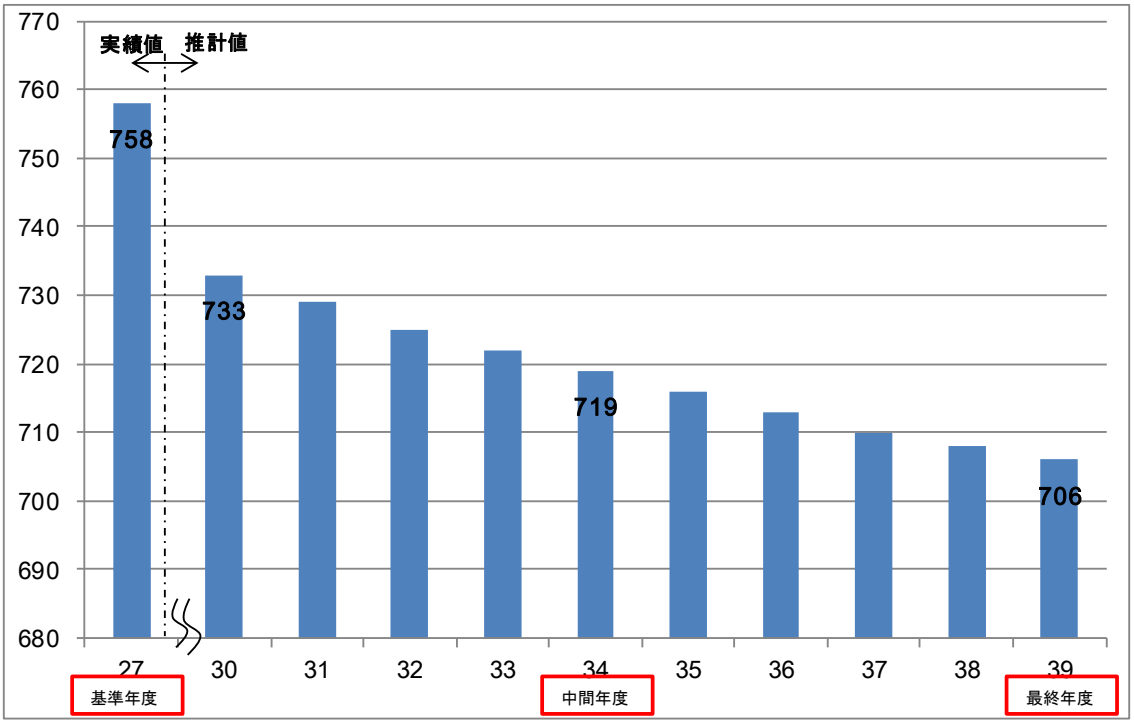

（3） 持込ごみ量推計（清掃工場に直接持ち込まれた事業系のごみの推計）

今後も同様に増加するとしたうえで、平成27年度までの過去5年間の実績をもとに、トレンド法による推計値。

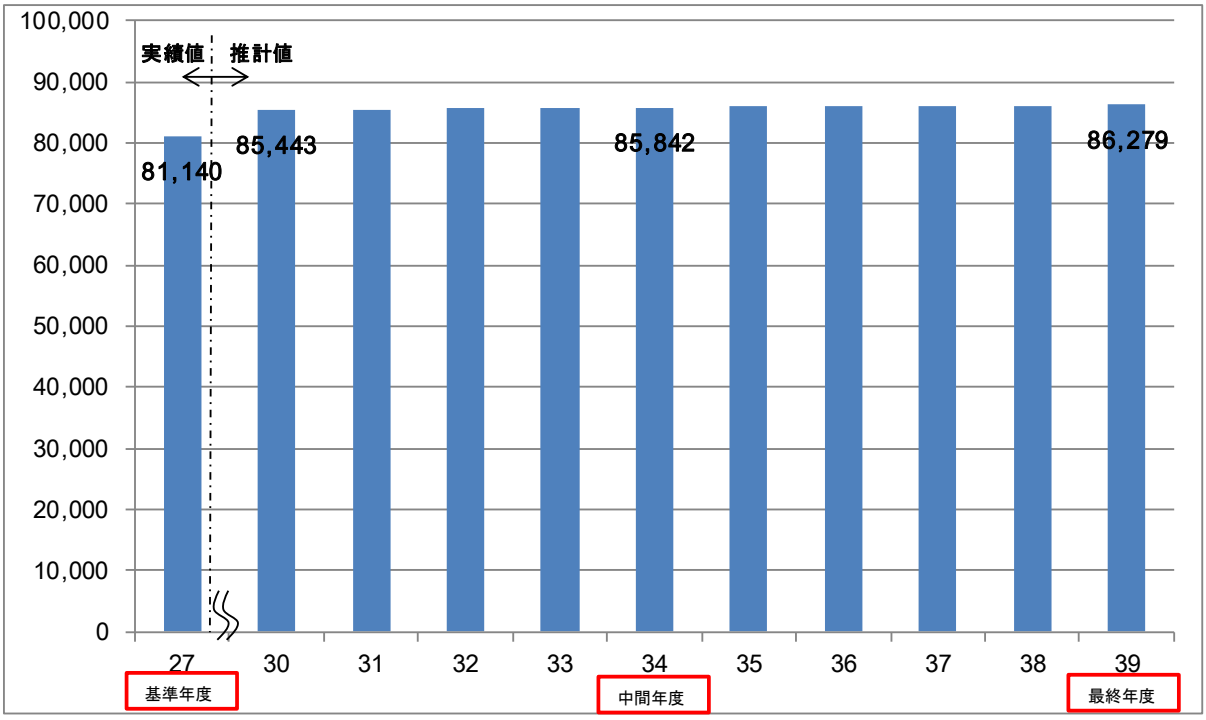


（4） 区収集ごみ量、資源回収量推計と資源化率

今後も同様に減少するとしたうえで、平成27年度までの過去5年間の実績をもとに、トレンド法による推計値。

資源回収推計量：

基本的な資源量は変化しないとしたうえで、平成27年度までの過去5年間の実績をもとに、トレンド法による推計値。

資源化率： 資源回収量÷（区収集ごみ量＋資源回収量）

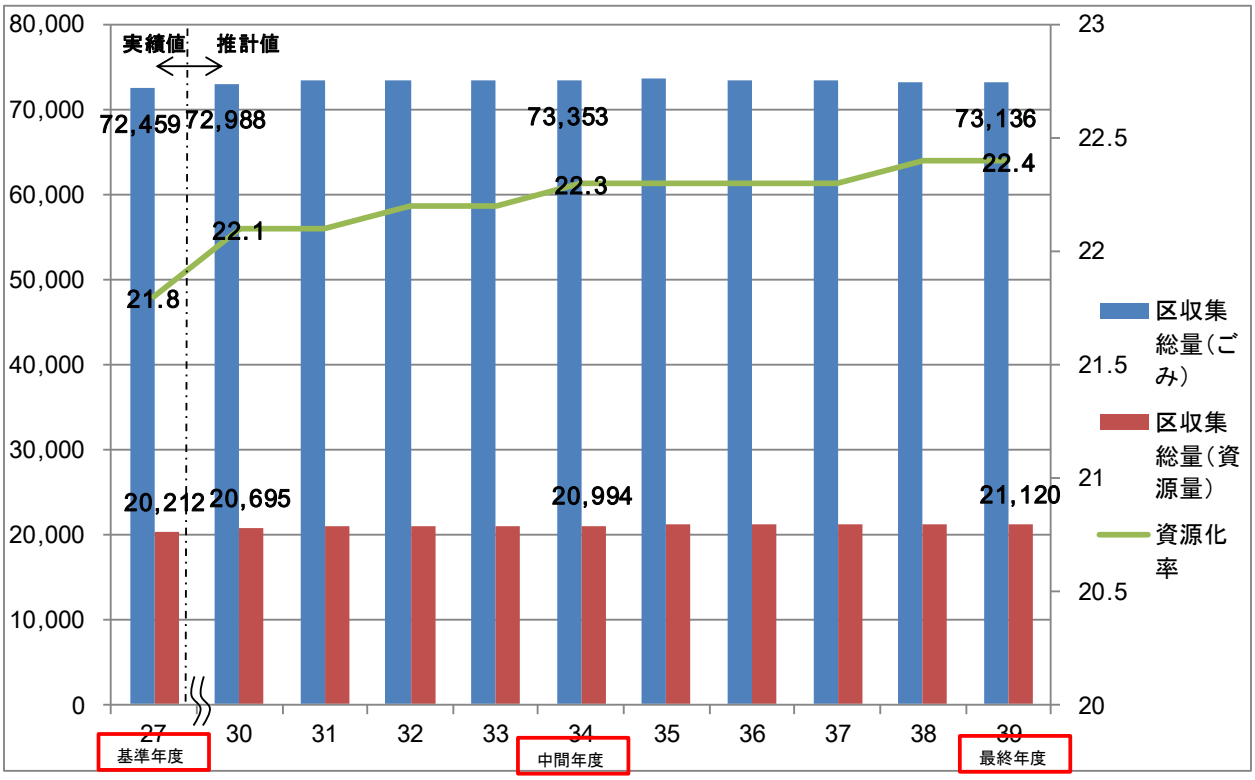

## 6 ごみ減量、資源化率向上目標達成に向けてのイメージ

（1）目標達成に向けたイメージ図

区民一人一日あたりの区収集ごみ量　［ 区収集ごみ量÷新宿区人口÷365日 ］

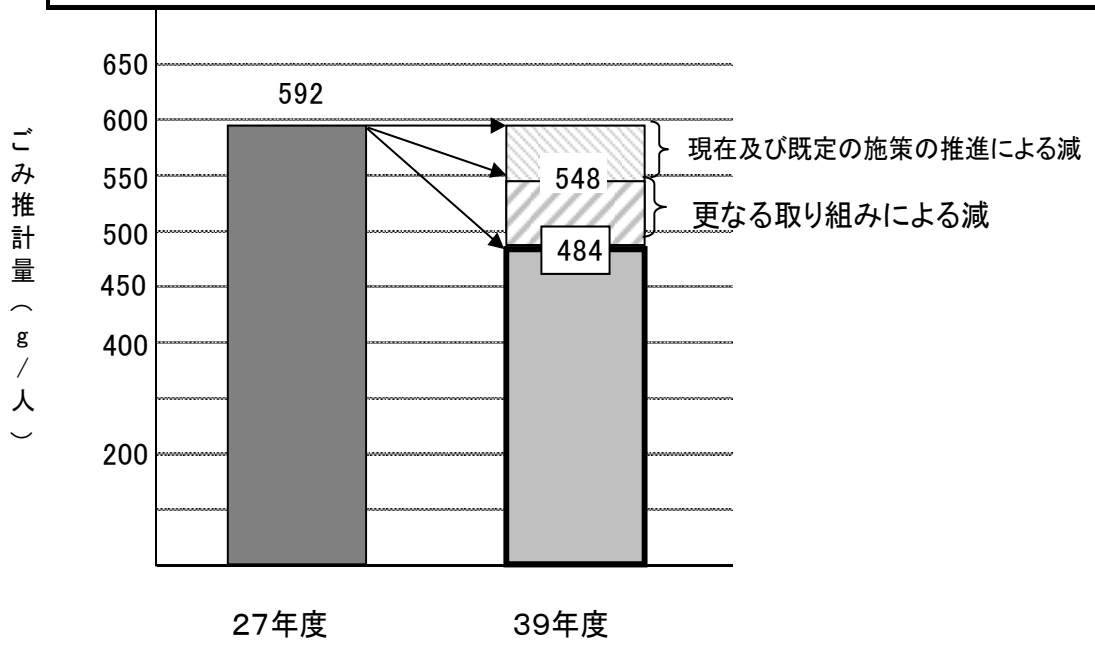


*現在及び既定の施策の推進による増減値は、所定の条件による推計値です。

（2）目標達成に向けた減量値について

○ 現行取り組みの継続実施による減　44g／人日

＋

○ 更なる取組みによる減

（取組み事項例）

■ 食品ロスの削減や生ごみの減量の推進
■ 資源物の適正分別
■ 不燃・粗大ごみからの資源化の検討
■ 事業系ごみの減量・資源化の推進　等

64g／人日

→ 【目標減量値】108g／人日

28 新環ごご第 594 号
平成 28 年 7 月 12 日

新宿区リサイクル清掃審議会
会　長　　安田　八十五　様

新宿区長　　吉　住　健　一

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例第７条に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問事項
「新宿区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項」について

２　諮問内容
現在の新宿区一般廃棄物処理基本計画は、平成 20 年度を初年度として 29 年度までの 10 年間を期間とした計画です。
この間、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種法令の改正や小型家電リサイクル法の施行など、資源循環型社会の形成への取り組みを進めてきました。
新宿区においては、中間処理に関する東京 23 区共同処理を継続しつつ、最終処分場のひっ迫等から、容器包装プラスチックを資源として回収したうえで、サーマルリサイクルを開始しました。
また、資源回収品目の拡大や資源回収方法の変更など、廃棄物の減量とリサイクルの推進に努めていますが、資源循環型社会を実現するためには更なる取り組みが必要です。
つきましては、新たに平成 30 年度から 39 年度までを期間とする新宿区一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、盛り込むべき事項について諮問します。

３　答申の期限
平成２９年６月３０日

# 新宿区リサイクル清掃審議会委員名簿

| No. | | 団　体　名　等 | 会長・副会長 | 委員氏名 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 学識経験者 | 前関東学院大学経済学部　教授 | ☆ | 安田　八十五 |
| 2 | | 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科　教授 | ◎ | 小野田　弘士 |
| 3 | | 環境カウンセラー、ジャーナリスト | | 崎田　裕子 |
| 4 | 区内事業者 | 新宿区商店会連合会 | | 大室　新吉 |
| 5 | | 東京都資源回収事業協同組合新宿支部 | | 露木　勝 |
| 6 | | 東京廃棄物事業協同組合 | | 藤井　練和 |
| 7 | | 牛込スーパー・コンビニエンス協議会 | | 唐沢　吉治 |
| 8 | | 新宿区生鮮三品小売店連絡会 | | 安井　潤一郎 |
| 9 | | 東京商工会議所新宿支部 | | 中臺　浩正 |
| 10 | 区内関係団体 | 新宿区町会連合会 | | 松永　　健 |
| 11 | | 新宿区消費者団体連絡会 | | 友永　陸子 |
| 12 | | 新宿区婦人団体協議会 | | 船山　和子 |
| 13 | | 新宿西清掃協力会 | | 秋田　博 |
| 14 | | 四谷清掃協力会 | | 宮内　長吉 |
| 15 | | 牛込清掃協力会 | | 松永　多恵子 |
| 16 | | 新宿区エコライフ推進協議会 | | 高野　健 |
| 17 | 公募委員 | | | 大塚　庸夫 |
| 18 | | | | 橋本　泰子 |
| 19 | | | | 渡邉　翠 |
| 20 | 区 | 環境清掃部長（平成 29 年 3 月まで） | | 柏木　直行 |
| | | 環境清掃部長（平成 29 年 4 月から） | | 野田　勉 |

☆：会長　　◎：副会長

リサイクル清掃審議会での「一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項」の検討経過

| 時期 | 会　議 | 内　容 | 資　　料 |
|---|---|---|---|
| 28 年度 | | | |
| 28.<br>7 月 12 日 | 審議会（１） | 「一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項」の諮問 | ・計画の概要<br>・新宿区の資源・ごみの収集実績について<br>・廃棄物処理手数料について　　他 |
| 8 月 24 日 | 審議会（２） | 現計画策定時の現況と現在の状況を見比べ、共通点・相違点の認識。現計画で抽出した課題の整理。 | ・現基本計画の進捗状況と課題<br>・資源・ごみ排出実態調査の概要 |
| 11 月 7 日 | 審議会（３） | 課題を抽出し、新計画に盛り込むべき事項を検討。施策体系図の素案の検討。 | ・家庭ごみ組成分析調査結果報告<br>・策定スケジュール<br>・施策体系図（案） |
| 19.<br>2 月 2 日 | 審議会（４） | 資源・ごみ排出実態調査等から考察される課題を整理し、新計画へ盛り込むべき事項を検討。 | ・資源・ごみ排出実態調査報告書<br>・施策体系図（案）<br>・排出実態調査から考察される課題 |
| 3 月 17 日 | 審議会（５） | 新計画における目標値の設定値について検討。 | ・資源・ごみ量の推計について<br>・新計画の目標設定について<br>・目標設定のイメージについて |
| 29 年度 | | | |
| 5 月 18 日 | 審議会（１） | 答申素案の検討 | ・答申素案<br>・ごみ減量目標について |

# 答　　申

平成 28 年 7 月 12 日、貴職から当審議会に諮問のありました「新宿区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項について」、鋭意検討を重ね、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

平成 29 年 6 月 6 日

新宿区長
吉　住　　健　一　殿

新宿区リサイクル清掃審議会
会長　安　田　　八　十　五

# 新宿区リサイクル清掃審議会　意見集

本意見集は平成２９年度第１回リサイクル清掃審議会での委員の「計画に盛り込むべき事項」についてのご意見をまとめたものです。

※審議会の会議録は、ホームページで公開しています。

１．基本的な考え方

・マテリアルリサイクルだけではなくサーマルリサイクルも考えてごみ減量施策を考えていきたい。

・工場のない新宿区としては、サーマルリサイクル推進をするには慎重にならなければならない。

２．ごみ発生抑制によるスリムな社会

・区境の処理など課題があるものの、家庭ごみの有料化については賛成である。答申案内容に、より多くの事項を盛り込むべきである。

・有料化ではなく、行政の施策方針等の中で減量の対策を練るべきである。

・有料化にするには不法投棄の問題もあるので、集積所回収ではなく個別回収にしなくてはならない。その体制を築くためには時間がかかるので、計画策定時には具体的な事業計画を立てて検討していくべきである。

・レジ袋の有料化については行政から事業者に対し強くは出られない。それならば店舗がやっているエコポイント（レジ袋削減によりたまるポイント）導入について助成などを検証してみてはどうか。

・発生抑制（どれだけごみとしてでなくなってるか）を数字的に把握すべきではないか

３．資源回収の拡充による循環する社会

・レジ袋削減といいながらもレジ袋を使わせるような資源回収方法は検討（見直し）しなければならない。

・資源回収については、持ち去りなどもあり全体を把握することが難しい。また、回収について業者に委託するのではなく、地元の人たちに委託する形はとれないのか。マンション等と契約して資源を持ち去っている業者もある。

・住民（排出者）が手をかければコストが下がり、資源の質もよくなるのは確かである。実際は高齢化により続かないという声も大きい。また、コミュニティ形成についても、今ある懇談会ではお互いの活動の話し合いができていないので別の場を設けてほしい。

・リサイクルすればいいというわけではなくコストも考えなければならない。

４．適正なごみ処理を行う社会

・有料ごみ処理券（シール）ではなく電子マネーで手数料を徴収する仕組みを作るべき。

・若者への啓発について、コンビニ等と連携してはどうか。

５．ごみ減量目標の設定

・わかりやすい目標として「ごみ半減・リサイクル倍増」は残しておいた方がよい。（今回の目標数値のように２７年度基準にするのではなく、）たとえば、２０年度基準にするなど、前提さえ考えれば残してもよい。